

※訂正箇所がありますので3月31日の通知も併せて確認をお願いいたします。

重要（計2枚）

事 務 連 絡
令和2年3月19日

放課後等デイサービス事業所 御中

高知市健康福祉部 障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る放課後等デイサービス費の請求事務について

平素は、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

また今般の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の臨時休業に伴い、定員超過での受け入れ等のご対応をいただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

さて、この度の学校の臨時休業に伴う3月利用分の請求について下記によりお示いたしますので、お忙しいとは思いますが必ずご確認くださいとともに、請求抜かりや誤り等がないことを、厳重なチェックの上請求していただくようお願いいたします。

なお、国保連合会への請求につきましては、通常通り4月10日（金）までとさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の対応等でやむを得ず請求が遅れた場合は、4月中旬（16日頃）までであれば、国保連合会への電話連絡後請求が可能な場合がありますので、適宜ご対応をお願いいたします。

記

送付書類

- ・別添 「新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の放課後等デイサービス費請求についての留意点」

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

〒780-0850 高知市本町五丁目1-45
高知市障がい福祉課 担当：橋本、田上
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の放課後等デイサービス費請求についての留意点

請求抜かりや誤りがないこと等、厳重なチェックの上、請求していただくようお願いします。

1. 実績記録票の記載について（3/2～3/19 利用分）

- ① コロナによる臨時休業で日数が増えた利用分（支援計画に予定がなかった利用分）
実績記録票の備考欄に「1」を記載してください。
- ② コロナによる臨時休業で営業前延長支援が増えた利用分（支援計画の予定日）
実績記録票の備考欄に「延長」を記載してください。
- ③ 利用者の学校
県立学校は「県」、国立学校は、「国」私立学校は、「学校名」を記載してください。
- ④ 特例的提供対象者の利用分
特例的提供（訪問）又は、特例的提供（電話等）の記載をしてください。

※ 不定期利用者の場合は、コロナによる臨時休業での利用か保護者に確認してください。

日付	曜日	サービス提供実績					送迎 往	支援計画で月・水・土を利用の方の 備考欄 記載例	備考
		提供状況	提供形態	開始時間	終了時間				
1	土		2:休業日	08:55	17:20	1			
2	月		2:休業日	09:00	17:40	1	1	3/2日～3/19日までの利用について、備考欄に記入してください。 ① 臨時休業による利用日増の場合は「1」を記載。 ② 臨時休業による営業時間前の延長支援増の場合は「延長」を記載。 ③ 学校の別を記載。「県」又は「国」(市立は記載不要) ④ 特例的提供対象の場合は、「特例的提供(訪問)」又は、「特例的提供(電話等)」を記載。	1県
3	火		2:休業日	08:30	18:30	1	1		
4	水		2:休業日	15:35	17:00	1	1		
7	土		2:休業日	09:10	17:20	1	1		
9	月		2:休業日	08:55	17:30	1	1		延長
11	水		2:休業日	16:00	17:20	1	1		特例的提供(訪問)
14	土		2:休業日	09:00	10:20				
18	水		2:休業日	15:40	17:20	1	1		
21	土		2:休業日	09:00	17:20	1	1		
25	水		2:休業日	15:25	17:20	1	1		春休みは記載不要

2. 延長支援加算の算定方法

備考欄に「1」又は、「延長」の記載をした日は、延長支援加算を、営業時間前と営業時間後に分けて算定してください。

例：9時～17時の営業時間に、利用者を8時30分～18時30分まで受け入れた場合

通常は、前後の合計2時間として123単位（2時間以上）を請求するが、「1」の記載の日は8時30分～9時の61単位（1時間未満）と17時～18時30分の92単位（1時間以上2時間未満）に分けて請求してください。